

施設入所利用料金表（令和7年12月1日現在）

1. 介護保険内費用(利用者負担1割の場合)

(1) 基本負担額（在宅強化型）

	従来型個室	多床室
要介護1	788円/日	871円/日
要介護2	863円/日	947円/日
要介護3	928円/日	1,014円/日
要介護4	985円/日	1,072円/日
要介護5	1,040円/日	1,125円/日

(2) 加算内容

加算項目	内容		自己負担額
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員または看護職員の数が最低基準より1以上、上回っていること		24円/日
短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	入所日から3ヵ月以内に集中的にリハビリを行った場合。入所時及び1月に1回以上ADLの評価を行い、情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直した場合	258円/日
	(II)	入所日から3ヵ月以内に集中的にリハビリを行った場合	200円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	認知症の方に入所日から3ヵ月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合 入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること	240円/日
	(II)	認知症の方に入所日から3ヵ月以内に集中的にリハビリテーションを行っていること	120円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	在宅復帰・在宅療養支援等指標項目(在宅復帰率、ベッド回転率等の10項目)の実績が70ポイント以上かつ、地域に貢献する活動を行っていること		51円/日
初期加算	(I)	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、施設に入所した場合	60円/日
	(II)	入所した日から起算して30日以内に限り加算	30円/日
退所時栄養情報連携加算	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関に対して情報を提供していること(1月に1回を限度)		70円/回
再入所時栄養連携加算	医療機関から再入所する際に管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し栄養計画を策定していること(1人につき1回を限度)		200円/回

入所前後訪問指導加算	(I)	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合	450 円/回
	(II)	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。	480 円/回
試行的退所時指導加算		退所時の療養指導を行った場合	400 円/日
退所時情報提供加算	(I)	居宅に退所した場合かつ、入所者の同意を得て、主治医に情報を提供した場合(1人につき1回限り)	500 円/回
	(II)	医療機関へ退所した場合かつ、入所者の同意を得て、退所後の医療機関に対し情報を提供した場合(1人につき1回限り)	250 円/回
入退所前連携加算	(I)	退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合	600 円/回 (入所時)
	(II)	入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立ち利用を希望する居宅介護支援事業者に対しての同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供するとともに連携して退所後の調整を行った場合	400 円/回 (退所時)
協力医療機関連携加算		協力医療機関との間で情報共有しながらスムーズな入退院連携を図る為の体制が構築できること	50 円/月
栄養マネジメント強化加算		一定数以上の管理栄養士を配置していることに加え、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門その他の職種が共同して栄養ケア計画を作成し、入所者ごとの栄養状態、心身の状態、嗜好を踏まえた食事の調整等を行うこと。	11 円/日
経口移行加算		特に嚥下困難が認められる入所者に、経口からの栄養を維持するための管理を実施した場合	28 円/日
経口維持加算(I)		食事を経口摂取されるが、嚥下困難が認められる入所者に対して医師又は歯科医師の指示に基づき医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して栄養管理する為の食事の観察及び会議を行い継続的な食事の摂取を進める為の経口維持計画を作成している場合	400 円/月
経口維持加算(II)		経口維持加算(I)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事摂取を支援する為の食事の観察及び会議に医師・歯科医師・歯科衛生士が加わった場合	100 円/月
口腔衛生管理加算	(I)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成し、月2回以上口腔ケアを行った場合	90 円/月
	(II)	上記(I)に加え、口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用した場合	110 円/月

療養食加算(1食)		療養食の提供が必要な場合	6円/食
かかりつけ医連携薬剤調整加算	(I)イ	入所後1カ月以内に、状況に応じて入所者の主治医に処方の内容を変更する可能性があることの説明・同意(報告書)を得て、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合 入所前に6種類以上の内服薬が処方されている方を対象とする	140円/回 (退所時)
	(I)ロ	(I)イの要件に適合しており、施設において薬剤を評価・調整した場合	70円/回 (退所時)
	(II)	(I)イ、又はロを算定しており、服薬情報等を厚生労働省に提出し、活用している場合	240円/回 (退所時)
	(III)	上記(II)を算定しており、入所中・と比べて、退所時に1種類以上減薬している場合 ※1人につき1回を限度とし、退所時に加算	100円/回 (退所時)
緊急時治療管理		容態が急変し緊急的に処置を行った場合	518円/日
所定疾患施設療養費	(I)	月1回連続する7日を限度とし、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎、慢性心不全の増悪に対する検査、投薬、注射、処置等を行った場合	239円/日
	(II)	月1回連続する10日を限度とし、肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎、慢性心不全の増悪に対する検査、投薬、注射、処置等を行った場合	480円/日
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(II)		入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の作成、実施、評価、見直し、改善を行っていること	33円/月
褥瘡マネジメント加算	(I)	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、入所時及び3カ月に1回評価を行い、評価結果、医師・看護師・介護職員・管理栄養士・介護支援専門員が協働して褥瘡ケア計画を作成、状態についての記録・見直しを行っていること	3円/月
	(II)	上記(I)に加え、施設入所時に褥瘡の発生するリスクがあるとされた者に褥瘡の発生がないこと	13円/月
排せつ支援加算	(I)	入所者ごとに要介護状態軽減の見込みについて、入所時及び3カ月に1回評価を行い、評価結果から医師・看護師・介護支援専門員等が共同して排泄支援に係る支援計画を作成・実施していること。	10円/月
	(II)	上記(I)に加え、入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化がない、もしくは、おむつ使用から使用なしに改善していること。	15円/月
	(III)	上記(I)に加え、入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれも悪化もなくかつ、おむつ使用から使用なしに改善していること。	20円/月

自立支援促進加算	医師が入所者ごとに、施設入所時に自立支援に係る医学的評価を行うとともに、定期的に専門職が共同で支援計画を作成。3ヵ月に1回見直しし、情報を厚生労働省に提出し活用していること	300 円/月	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等の基本的な情報並びに疾病、服薬の状況等情報提出を行うこと。	60 円/月	
安全対策体制加算	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。	20 円/回 (入所時)	
高齢者施設等感染対策向上加算	(I) 第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症発生時の対応を行う体制を確保していること。協力医療機関等との間で新興感染症以外の感染症発生時等の対応を取り決めると共に、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年1回以上参加していること。	10 円/月	
	(II) 予め協力医療機関との間で、感染症（新興感染症を除く）の発生時等の対応を取り決めるとともに、協力医療機関等が行う感染対策に関する研修・訓練にと施設職員が参加していること。そして、その医療機関から施設内で感染者が発生した場合の対応に関する実地指導を受けていること。	5 円/月	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が 80%以上配置されていることまたは勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上	22 円/日	
介護職員等処遇改善加算(IV)	(基本負担額+上記該当加算分) × 4.4%		
外泊時費用	外泊時基本料金の換わりに算定される費用 (月に 6 日を限度に所定単位数に代えて算定)	362 円/日	
外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)	外泊時に介護保健施設から提供される在宅サービスを利用した場合 (月に 6 日を限度に所定単位数に代えて算定)	800 円/日	
ターミナルケア加算	医師が家族の同意を得てターミナルケアを行った場合	死亡日以前 31 日以上 45 日以下	72 円/日
		死亡日以前 4 日以上 30 日以下	160 円/日
		死亡日の前日及び前々日	910 円/日
		死亡日	1,900 円/日

2. 介護保険外費用

(1)居住費・食費

項目	利用者負担区分	従来型個室	多床室
居 住 費	第 1 段階	550 円	0 円
	第 2 段階	550 円	430 円
	第 3 段階①	1, 370 円	430 円
	第 3 段階②	1, 370 円	430 円
	第 4 段階	1, 728 円	437 円
食 費	第 1 段階	300 円/日	
	第 2 段階	390 円/日	
	第 3 段階①	650 円/日	
	第 3 段階②	1, 360 円/日	
	第 4 段階	2, 200 円/日 (朝食 650 円・昼食 700 円・夕食 750 円・おやつ 100 円)	

(2)その他

日常生活費・教養娯楽費	250 円/日
家電持込料 (電気製品 1 点につき)	52 円/日
家族介護室使用料	1, 080 円/日
口腔衛生用品	実費
理・美容代	実費
検査料他(医療保険適用分)	実費